

令和7年3月31日

修正対象物品の令和6年度における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和6年度の初日等から令和7年2月28日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	84,394 トン	60,606 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	142,945 トン	67,055 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	578 トン	181 トン	397 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	268,375 トン	223,142 トン	45,233 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	44,384 トン	38,257 トン	6,127 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	148,550 トン	99,073 トン	49,477 トン
14	豚肉(基準価格以上)	英国	1,055 トン	311 トン	744 トン
15	豚肉調製品	オーストラリア	17 トン	12 トン	5 トン
16	豚肉調製品	カナダ	58 トン	57 トン	1 トン
17	豚肉調製品	シンガポール	0 トン	1 トン	超過済
18	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
24	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
25	豚肉調製品	英国	0 トン	0 トン	0 トン

26	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	7,000 トン	76 トン	6,925 トン
26の2	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	7,000 トン	0 トン	7,000 トン
27	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	6,167 トン	378 トン	5,789 トン
27の2	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	6,167 トン	51 トン	6,116 トン
28	オレンジ	発効国全体	47,000 トン	5,459 トン	41,541 トン
28の2	オレンジ	英国	47,000 トン	1,990 トン	45,010 トン
29	SPF製材	カナダ	1,762,000 m³	535,718 m³	1,226,282 m³
30	パーティクルボード	ニュージーランド	71,600 m³	23,910 m³	47,690 m³
31	OSB等	カナダ	251,000 m³	84,519 m³	166,481 m³
32	熱帯産木材合板	マレーシア	1,169,400 m³	419,824 m³	749,576 m³
33	合板	ベトナム	258,000 m³	163,508 m³	94,492 m³
34	広葉樹合板	マレーシア	689,800 m³	101,327 m³	588,473 m³
35	針葉樹合板	カナダ	7,600 m³	264 m³	7,336 m³
36	針葉樹合板	チリ	19,000 m³	729 m³	18,271 m³
37	針葉樹合板	ニュージーランド	67,200 m³	2,166 m³	65,034 m³
38	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	114,000 トン	933 トン	113,067 トン
38の2	豚肉(基準価格未満)	英国	114,000 トン	262 トン	113,738 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
40	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	400,747 トン	266,058 トン	134,689 トン
41	豚肉調製品	欧州連合	3,836 トン	3,070 トン	766 トン
42	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,233 トン	4,531 トン	超過済
43	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,800 トン	673 トン	2,127 トン
44	オレンジ	欧州連合	2,000 トン	0 トン	2,000 トン
45	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	79,800 トン	242 トン	79,558 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
47	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	289,014 トン	202,481 トン	86,533 トン
48	豚肉調製品	アメリカ合衆国	1,044 トン	666 トン	378 トン
49	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	7,000 トン	324 トン	6,676 トン
50	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	6,167 トン	490 トン	5,677 トン
51	オレンジ	アメリカ合衆国	44,650 トン	8,590 トン	36,060 トン
52	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	114,000 トン	933 トン	113,067 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定
(日英EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
54	豚肉(基準価格以上)	英国	401,802 トン	267,411 トン	134,391 トン
55	豚肉調製品	英国	3,836 トン	3,070 トン	766 トン
56	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,233 トン	4,531 トン	超過済
57	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	2,800 トン	673 トン	2,127 トン
58	オレンジ	英国	2,000 トン	0 トン	2,000 トン
59	豚肉(基準価格未満)	英国	79,800 トン	242 トン	79,558 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・3の項、3の2の項、39の項、46の項及び53の項(牛肉)は、別途公表。
- ・14の項の輸入数量には54の項の輸入数量、25の項の輸入数量には55の項の輸入数量を含む(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・26の2の項の輸入数量は、26の項の輸入数量と56の項の輸入数量の合計数量、
27の2の項の輸入数量は、27の項の輸入数量と57の項の輸入数量の合計数量、
28の2の項の輸入数量は、28の項の輸入数量と58の項の輸入数量の合計数量、
38の2の項の輸入数量は、38の項の輸入数量と59の項の輸入数量の合計数量
(関税暫定措置法施行令第19条の3)。
- ・49の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英國を原産地とするものを除く。)、
50の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英國を原産地とするものを除く。)、
52の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英國を原産地とするものを除く。)、
54の項の輸入数量には14の項の輸入数量及び40の項の輸入数量、
55の項の輸入数量には25の項の輸入数量及び41の項の輸入数量、
56の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英國を原産地とするものに限る。)及び42の項の輸入数量、
57の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英國を原産地とするものに限る。)及び43の項の輸入数量、
58の項の輸入数量には28の項の輸入数量(英國を原産地とするものに限る。)及び44の項の輸入数量、
59の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英國を原産地とするものに限る。)及び45の項の輸入数量を含む
(関税暫定措置法施行令第19条の3)。

※ 14の項、25の項、26の2の項、27の2の項及び28の2の項は、令和7年1月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表。

※ 28の項、44の項、51の項及び58の項(オレンジ)は、令和6年12月1日から毎月末までの修正対象物品の輸入数量を公表(関税暫定措置法施行令第19条の9)。